

桶川市入学準備金貸付実施要綱

(平成 22 年 10 月 1 日教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桶川市入学準備金貸付条例施行規則（昭和 56 年教委規則第 2 号）（以下「規則」という。）第 17 条に基づき、桶川市入学準備金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関する必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続き)

第 2 条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、別に定められた期間内に規則第 2 条に掲げる申請書類を提出するものとする。

- (1) 入学準備金貸付申請書(規則様式第 1 号)
- (2) 家庭調書(規則様式第 2 号)
- (3) 世帯全員の住民票の写し(続柄記載のあるもの)
- (4) 世帯の収入を証明する書類(直近のもの)

(貸付資格の適否の決定)

第 3 条 前条に定める書類すべてが提出されたときは、必要な調査を行うものとする。

2 当面の間、貸付けする基準は、条例第 3 条に規定する要件を満たす者のうち、世帯の収入が、文部科学省が示す特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に 2.5 を乗じた額未満である者とする。

3 前項の算定によるもののほか、特別の理由があるときは、教育長は規則第 11 条に基づき、規則第 10 条に規定する審査会に貸付けの可否について諮問し、決定するものとする。

4 前 2 項に基づき、貸付けの適否の決定がされたときは、申請者に対し、速やかに桶川市入学準備金貸付決定通知書(規則様式第 3 号)により通知するものとする。

(借受け手続き)

第 4 条 前条の規定により適格の決定を受けた者が貸付金を借り受ける場合は、規則第 6 条に掲げる書類を提出するものとし、取扱いは次のとおりとする。

- (1) 借用書(規則様式第 4 号)には、申請者、連帯保証人とも印鑑登録をしている印を押印すること。
- (2) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。
- (3) 連帯保証人の収入を証明する書類(直近のもの)を添付すること。
- (4) 連帯保証人の市区町村民税の納税証明書(直近のもので納期到来分まで未納のないこと)を添付すること。
- (5) 連帯保証人の住民票の写し(抄本)を添付すること。
- (6) 入学しようとする学校の長が発行する入学許可候補者証明書又は入学できることがわかるものを添付すること。
- (7) 口座振替依頼書(通帳届出印を押印したもの)を添付すること。

(貸付け手続き)

第 5 条 前条に定める書類すべてが提出されたときは、貸付条件に不備がないことを確認し、指定の方法により貸付金を交付するものとする。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、改正後の要綱は施行の日以後に申請のあったものに適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。